

「感染症対策と原発事故時の避難、老朽原発の再稼働等
に関する質問・要望書」に対する回答について

令和2年9月1日付け「感染症対策と原発事故時の避難、老朽原発の再稼働等に関する質問・要望書」により要望および質問のありました件について、下記のとおり回答します。

記

【要望事項要旨】

- 1 感染症対策と原発事故時の避難は両立しない。避難で「3密を避ける」こと等は不可能。そのため、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている間は、全ての原発の運転を止めるべきと表明し、関電に実行させること。
- 2 安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対を表明すること。
同時に、現行の立地自治体最優先の安全協定の枠組みにとどまらず、老朽炉の再稼働を止めるため最善の方策を検討し実施すること。
- 3 高浜原発3号の蒸気発生器細管を損傷させた「異物」はまだ見つからない。
これまでのように、「異物」を見つけないまま運転再開しないよう、関電に厳しく伝えること。

【回答】

- 1 原子力発電所の運転等に関する許認可権限は、本県にはない。
しかし、これまでから、原子力発電については、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであること、使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の「静脈」部分が未整備であること、原子力発電所に対する県民の不安感が払しょくされていないことから、現状においては再稼働を容認できる環境にないと申し上げており、この考えに変わりはない。
また今般の新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において、仮に原子力災害が発生した場合の対応については、内閣府が6月2日に「基本的な考え方」を示し、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとされた。
具体的には、避難の過程や避難先において、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することになる。このように可能な限り感染防止対策を図った上で、「万が一の際には、被ばくりスクの回避を優先」する場合として、自宅等で屋内退避を行う場合には原則換気を行わないとすることが挙げられている。
いずれにせよ、被ばくりスクと感染リスクの双方から県民の生命・健康を守ることを最優先に対応する。
- 2 本県としても、万が一の原子力災害時に影響を受けるおそれのある自治体間で、

安全対策への関与に差があるべきではないと考えている。

このため、これまでから原子力事業者に対し、立地自治体並みの原子力安全協定の締結を要請しており、今後も引き続き交渉を続ける。

一方、原子力発電所再稼働に係る手続については、事業者と自治体との任意協定や慣例によるのではなく、明確に法令によりルール化をしておくべきと考えており、県としても国に対し引き続き強く申入れを行っていく。

- 3 高浜4号機において本件と同様の事案があったにもかかわらず、原因である異物が不明のまま原子炉を稼働させたことには疑問を持っている。

本件事案の原因を必ず突き止めるべきと考えている。

【質問事項要旨】

[1] 感染症対策と原発事故時の避難について

1 「福井エリア地域原子力防災協議会」での議論について

(1) 「緊急時対応（改訂版）」策定に向けた会議回数、特に問題になった点は。

2 「感染症の流行下でのUPZ内の防護措置」について

(1) 感染者の区分について

「中等者」は重症者に含まれるか。

(2) 屋内退避時の換気について

(a) 換気しないことは感染症対策に反するのではないか。

(b) 避難所で屋内退避する場合も換気は行わないのか。

(3) 重症者について

(a) 人工呼吸器やECMOを装着した重症者が避難できるのか。避難手段は。

(b) 県内避難・大阪府避難で避難する指定医療機関は決まっているか。避難先の医療機関との間で合意ができていないか。

(4) 感染者（軽症者等）とそれ以外の者について

(a) 一時集合場所の多くは、公民館などの小さな施設である。具体的にどのように密集を避けるのか。

(b) 「分散避難」のバスや福祉車両は確保できているか。

(c) (7) 別施設の避難所は確保できているか。

(i) 避難先の体育館等で「個室」に避難した場合、体制は確保できるか。

(5) スクリーニング検査（避難退域時検査）について

「分散検査」とは具体的にどのように実施するか。検査する職員を増やす等が必要になるが実施できるのか。

(6) 安定ヨウ素剤の配布について

安定ヨウ素剤を事前配布するべきではないか。

(7) 感染症対策と原発事故時の避難は両立しないことについて

現在のような新型コロナウイルス感染症流行時は原発の運転を止めるべきではないか。関電にそのことを伝え、実施させるべきではないか。

[2] 老朽原発（美浜3号、高浜1・2号）の再稼働について

(1) 安全性に大きな問題のある老朽原発の再稼働に反対するべきではないか。

(2) 福井県原子力安全専門委員会は、老朽原発の再稼働にあたり2～3か月程度かけて議論すると報じられている。滋賀県としての方策は。

(3) 現行の立地自治体最優先の安全協定の枠組みにとどまらず、知恵を絞るべきではないか。周辺自治体との連携等を検討しているか。

(4) 「美浜地域の緊急時対応」の策定作業は進んでいるか。

[3] 高浜原発3号の「異物」調査について

(1) 7月22日前後以降、関電から報告があったか。また、どのような報告か。

(2) 矛盾した状況を解明できない限り、まともな調査と言えないのでは。

(3) 原因が究明されない限り、高浜3号をはじめ、原因究明せず運転再開した高浜4号、運転中の大飯4号も止めるべきとの立場に変わりないか。

【回 答】

- [1] 1 (1) 会議は計 15 回開催した。大飯発電所および高浜発電所がともに被災した場合における対応、感染症等の流行下における各種防護措置について特に議論した。
- 2 (1) 「大飯地域の緊急時対応（改訂版）」96 頁の記載は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）での区分によるもので、そこには中等症の分類はない。中等症の患者は基本的に入院しているので、同頁では重傷者に含まれると理解いただきたい。
- (2) (a) 感染症流行下での原子力災害に関する防護措置は、感染症の流行状況によって異なるが、仮に今回と同程度の流行状況であれば、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染防止対策を実施することが基本になると考える。
- また、放射性物質の放出が予測される場合、UPZ の住民に対しては屋内退避を指示することになるが、自宅等での屋内退避中は原則として換気を行わないこととしている。
- (b) UPZ 内避難所で屋内退避する場合は、原則として換気を行わないこととしている。
- (3) (a) 計画上、UPZ 内に所在する病院は重症者を受け入れないため、重症者を避難させる必要はない。
- (b) 計画上、UPZ 内に所在する病院は重症者を受け入れないため、重症者は UPZ 外に所在する病院にしか入院されていないことになる。このため、重症者を避難させる必要はない。
- (4) (a) 施設の大きさを考慮し、ゾーニングを行う、集合時間を分けるなどの対策を講じることで、密集を避けることができるよう工夫する。
- (b) 密集を避け、極力分散して避難させるための必要車両を確保できるよう努める。
- (c) (7) 例えば、①予め指定された施設以外の市公共施設についても必要に応じて避難所として開設する、②災害協定に基づき、ホテル・旅館等の収容可能施設の確保を図る、といった取組みを行うことで、感染者（軽症者等）とそれ以外の者とを隔離するために必要な対策は講じることができると考える。
- (イ) 本県では原則、軽症者等はホテル等の施設で療養いただくことになる。
- (5) 具体的な取組みとしては、感染者（軽症者等）は検査時間を分ける等が考えられる。
- (6) 安定ヨウ素剤は適切なタイミングで服用しなければ効果が得られないことから、県としては、事前配布ではなく、国の指示を受け、市職員等の立会いの下に配布することで適切なタイミングで服用していた

だくこととしている。このことから、原子力災害時の一時集合場所となっている UPZ 内の小中学校や保育所、高齢者・障害者施設等に備蓄しているところ。

- (7) 原子力発電所の原子炉運転等に関する許認可権限は、本県にはない。今般の新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において、仮に原子力災害が発生した場合の対応については、内閣府が6月2日に示した「基本的な考え方」において、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとされている。

具体的には、避難の過程や避難先において、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することになる。このように可能な限り感染防止対策との両立を図った上で、「万が一の際には、被ばくリスクの回避を優先」する場合として、自宅等で屋内退避を行う場合には原則換気を行わないとすることが挙げられている。

- [2] (1) これまでから、原子力発電については、実効性ある多重防護体制の構築が道半ばであること、使用済核燃料の処理などいわゆる原子力の「静脈」部分が未整備であること、原子力発電所に対する県民の不安感が払しょくされていないことから、現状においては再稼働を容認できる環境にないと申し上げており、この考えに変わりはない。

- (2) 「現状においては再稼働を容認できる環境にない」との本県の立場を繰り返し関西電力に伝えていく。

- (3) 本県としても、万が一の原子力災害時に影響を受けるおそれのある自治体間で、安全対策への関与に差があるべきではないと考えている。

このため、これまでから原子力事業者に対し、立地自治体並みの原子力安全協定の締結を要請しており、今後も引き続き交渉を続ける。

一方、原子力発電所再稼働に係る手続については、事業者と自治体との任意協定や慣例によるのではなく、明確に法令によりルール化をしておくべきと考えており、県としても国に対し引き続き強く申入れを行っていく。

- (4) 現在、福井エリア地域原子力防災協議会美浜地域分科会において策定作業を進めているところ。

- [3] (1) 7月22日の公開会合前に本県に対し状況報告があった。蒸気発生器伝熱管減肉の原因調査を継続するとの内容であった。

- (2) 徹底した調査を行い、本件事案の原因および異物の混入経路を必ず突き止めるべきと考えている。

- (3) 高浜4号機では、本件と同様の事案があり、原因である異物が不明のまままで原子炉を稼働させたことには疑問を持っている。

本件事案の原因を必ず突き止めるべきと考えている。

滋賀県防災危機管理局

原子力防災室 担当：田中

TEL 077-528-3445

FAX 077-528-6037